

## 美作市情報システム委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

### (趣旨)

第1条 本市の発注する情報システムに関する委託(以下「委託」という。)について、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱については、美作市契約規則(平成26年11月美作市規則第33号。以下「契約規則」という。)その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

2 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

### (対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約規則に定める競争入札によらず、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続きが定められていない業務

### (評価委員会の設置)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定する業務について、原則として評価委員会を設置するものとする。

2 評価委員会は、プロポーザル方式により特定することとした業務について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領の作成
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定

3 評価委員会は、前項の規定により設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとする。

(評価委員長及び評価委員)

第5条 評価委員会は、委員長及び10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、委員長が指名した職員をもって充てる。

(提案資格)

第6条 プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。ただし、市長が特に認める場合においては、この限りではない。

- (1) 契約規則第5条の規定による審査の結果、当該年度の一般競争入札参加有資格者名簿に記載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- (2) 次のいずれかの日において、美作市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領(平成20年4月1日)の規定による指名停止を受けていない者であること。
  - ア 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限 から受託候補者の特定の日まで
  - イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から受託候補者の特定の日 まで
- (3) その他市長が必要と認める事項

(実施の公表)

第7条 公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに次に掲げる事項を、ホームページ及び掲示板への掲示、公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 提案内容の評価基準
- (4) 担当部課
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他市長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第8条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書(以下「参加意向申出書」という。)及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第9条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について、第6条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第10条 意向申出者に対し、公告又はプロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の参加資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名業者の選定)

第11条 指名型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約に係る提案資格を有すると認められた者の中から、美作市建設工事等入札指名委員会(以下「指名委員会」という。)又は市長が認めた者を、指名業者に選定するものとする。

(指名の通知)

第12条 指名業者を決定した場合は、速やかに当該指名業者に対し指名通知書により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案内容の評価基準
- (3) 担当部課
- (4) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (5) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他市長が必要と認める事項

(提案書の提出要請)

第 13 条 第 9 条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者(以下本条において「確認した者」という。)及び第 11 条の規定により選定した指名業者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書により次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

- (1) 確認した者 提案書
- (2) 指名業者 提出意思確認書及び提案書

- 2 指名業者は、プロポーザル関係書類提出要請書等において指名する日までに、提出意思確認書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、省略することができる。
- 3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、委託の性格上、指名業者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合には、指名業者が一同に会さない形で、個々の指名業者に説明を行うことは妨げない。

(評価委員会の審議)

第 14 条 評価委員会は、委員の定足数の 5 分の 4 の出席をもって成立する。

- 2 評価委員会の各評価委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会は、各評価委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。
- 3 評価委員は、評価委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について確認をすることができる。ただし、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣については、審議しないように努めなければならない。
- 4 評価委員の採点は、評価委員会が集計し合計点を算出するものとし、評価委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。

(受託候補者の特定)

第 15 条 受託候補者として特定した者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった者(以下「非特定者」という。)に結果通知書により通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位を付すものとする。
- 3 非特定者は、書面により、特定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。
- 4 特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第16条 当該委託について提案資格を有することについて確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第6条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第17条 提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行い評価することができる。

(特定結果の公表)

第18条 公募型プロポーザル方式の場合は、受託候補者の特定結果について、ホームページで公表するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。